

第 24 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 4 年 6 月 10 日（金）午後 14 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 安達 英二 | 2 番 後藤 操 | 3 番 岩本 孝之 | 4 番 友岡 康幸 |
| 5 番 山室加智子 | 6 番 片山 雅雄 | 7 番 興梠 正信 | 8 番 古澤 勝康 |
| 9 番 佐藤 久康 | 10 番 興呂木和也 | 11 番 長崎 花子 | 12 番 浅尾 継也 |
| 13 番 長崎 愛 | 14 番 大塚 恭徳 | 15 番 犬塚 久子 | 16 番 長野 秀輝 |
| 17 番 増田 生志 | 18 番 野田 政輝 | 19 番 渡邊 和徳 | |

欠席委員

4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について
 - 議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について
5. 事務局職員
- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 下田 朱美 |
| 次 長 | 吉弘 泰彦 |
| 主 幹 | 藤野 貴洋 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 19 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 24 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 12 番 浅尾委員、13 番 長崎委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
局長	<p>はいありがとうございました。それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>

会長	皆さんおはようございます。 それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。
議長	只今から第 24 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 12 番の浅尾委員、13 番の長崎委員を指名します。
議長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 793 m ² 所有権移転の売買 となっております。 以上、ご審議をお願いします。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします
10 番	議案第 1 号 1 番につきまして 10 番の興呂木が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲受人は畜産農家で牧草を植える農地を探されておりました。今回譲受人と所有権移転売買の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。
議長	はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します (異議なし) 議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。
議長	続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について 番号 1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 地目台帳 ■■■■■■■■■■ 転用目的は資材置き場の始末書 添付となっております。 以上ご審議よろしくをお願いします。

議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
5 番	議案第 2 号番号 1 番について 7 番興梠に替わり、5 番山室が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。申請地は国道沿いにあり申請者は建設業も営んでおり資材置き場として申請地を考えているようです。今回、正式に始末書添付で転用申請が上がっております。ご審議よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。
	(異議なし)
議長	ありがとうございます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します
議長	続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 番号 1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 転用目的は個人住宅で、契約の種類は転用所有権移転有償となっております。 番号 2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 地目台帳現況 [REDACTED] 転用目的は個人住宅で、契約の種類は転用所有権移転有償となっております。 以上ご審議よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
2 番	議案第 3 号番号 1 番について 2 番後藤が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。 場所は高森署から西側に 100m に位置し近年急速に住宅が出来ている集落の中で、村の人口増加にも繋がりととても良いことだと思います。排水同意もあり、転用所有権移転の有償ということで、何ら問題ないと思われれます。ご審議よろしくお願い致します。

10 番	<p>議案第 3 号番号 2 番について 10 番興呂木が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲受人の実家が危険個所のレッドゾーンということで土地を探されておられたところ、譲受人と転用所有権移転有償の話がまとまりました。給排水ともに有り何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
	<p>議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第 4 号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号 1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 賃借権設定の 5 年です。</p> <p>番号 2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 使用賃借権設定の 5 年です。</p> <p>番号 3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 使用賃借権設定の 10 年です。</p> <p>番号 4 番から番号 9 番は 再設定の案件になりますので省略致します。</p> <p>番号 10:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 農地中間管理機構 集積の 10 年です。</p> <p>番号 11:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 農地中間管理機構 配分の 10 年です。</p> <p>番号 12:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 農地中間管理機構配分の特例売買です。</p> <p>番号 13:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 地目台帳現況ともに [REDACTED] 農地中間管理機構配分の特例売買です。</p> <p>以上、新規案件 7 件 再設定案件 6 件 ご審議よろしくお願い致します。</p>

議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いしたいと思いましたが番号13番は委員関連の議案になりますので委員の退席を求め、先に審議致します。</p> <p>(9番退席)</p>
事務局	<p>議案第4号13番につきまして事務局より説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。番号13番は熊本県農業公社をとおした特例売買案件であり今年2月の農業委員会総会で審議決議された案件です。所有者から農業公社への所有権移転登記完了の為、今回農業公社から買い手である認定農業者への売り渡しの審議になります。</p> <p>何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請番号12について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号番号12は原案どおり可決致します。</p> <p>(9番着席)</p> <p>引続き残りの議案説明を地元委員にお願い致します。</p>
10番	<p>議案第4号1番につきまして10番の興呂木が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人はトマトを耕作されておりましたが、高齢により耕作される方を探されておりました処、認定農家の譲受人と小作契約の話がまとまりました。ハウス付きの農地ということで賃借料は高めの設定となっております。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
11番	<p>議案第4号2番につきまして11番の長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人は他の方に耕作を頼まれておりましたが、今回譲受人と小作契約を結ばれるようです。何ら問題は無いと思われます。ご審議ください。</p>
16番	<p>議案第4号3番を16番の長野が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は祖父とお孫さんの関係で譲受人は新規就農として農業をされております。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。</p>

事務局	<p>議案第 4 号 番号 10 番から 12 番を事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 10 番は熊本県農業公社をとおした農地中間管理事業による貸し借りとなっており、今回は譲渡人である農地所有者が、熊本県農業公社に 10 年貸し付ける案件になります。</p> <p>譲渡人の要望により使用貸借権設定での貸し借りとなっており、来月の総会で公社から耕作者が借り受ける審議となります。場所は [REDACTED] に位置する農地となります。</p> <p>番号 11 番は熊本県農業公社をとおした貸し借りになっており、先月の農業委員会総会で農地所有者から熊本県農業公社へ貸し付けられた案件です。今月公社から譲渡人へ借り受けが行われる案件となります。</p> <p>賃借権設定 10 年となります。</p> <p>番号 12 番は先ほどの 13 番の案件と同じような内容で、熊本県農業公社をとおした特例売買案であり今年 2 月の農業委員会総会で審議決議された案件です。所有者から農業公社への所有権移転登記完了の為、今回農業公社から買い手である認定農業者への売り渡しの審議になります。</p> <p>何ら問題は無いと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>何もなければ、それでは議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第 5 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第 5 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について</p> <p>番号 1 所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 地目台帳 [REDACTED] 農振区分は農振白地となっております。</p> <p>現在の土地の状況は、耕作の実態は無く農地法施行以前から墓地となっており、相続権者同意書有で申請が上がっております。</p> <p>現況確認日は令和 4 年 4 月 12 日です。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続けて事務局より説明申し上げます。議案書の一番後ろのページに所在地の地図を付けております。</p> <p>番号 1 についてですが、場所は [REDACTED] の処に位置し、村道 [REDACTED] の方向へ上がっていく途中のヘアピンカーブの間にある農地です。現地の現況写真は議案書のとおりであります。所有者の相続人から聞き取りをしましたところ [REDACTED] から墓地であったことが判明しており、今後も農地として耕作されることは、まずあり得ない状況下で、今回非農地という判断で審議をお願いしたいと思ひます。</p> <p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>何もなければ、それでは議案第 5 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 5 号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、7 月の総会の日程を決めておきたいと思ひます。7 月 11 日月曜日 10 時から行いたいと思ひますのでよろしくお願い致します。また、次回の農業委員会憲章の指揮は 14 番 大塚委員、15 番 犬塚委員をお願いしたいと思ひます。その他で委員さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局から何かございませんか。</p> <p>総会終了後、南阿蘇農業みらい公社での現地研修を行います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上をもちまして第 24 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和4年7月11日

農業委員会 会長

議事録署名委員

12番

議事録署名委員

13番
